

いすみ市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議長が議会を代表して交際するために要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出について必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、市議会の運営及び市政にとって有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(支出項目および支払基準額等)

第3条 支出項目および支出基準額は、別表のとおりとする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額において支出するものとする。

(公開)

第4条 この基準に基づく議長交際費の執行状況は、原則としてすべて公開とする。ただし、支出先のプライバシーに関する情報は除くものとする。なお、公開方法は、いすみ市ホームページに、1ヶ月を単位として、支出した翌月に掲載すると共に、いすみ市情報公開条例に基づき公開する。

(見直し)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化等に十分配慮し、適正な予算を執行するため適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この基準は、令和元年7月1日から適用する。

附則

この基準は、令和8年6月1日から適用する。

交際費の支出基準表

別表

支出項目	区分	対 象 者 等		支出金額等	備 考
儀 礼 的 経 費	お祝 い	①就任等お祝い ・ 姉妹都市の市町村長および議長 ・ 関係協議会等への加盟市町村長および議長		祝 電	
		②落成式・記念式典 ・ 各種団体		10,000 円	
		③総会・祝賀会・懇親会・行事等のお祝い		10,000 円以内	懇親会等の会費を 必要とする場合は、 重複して支出しない
		④市政推進に関する各種団体の大会等			
	香 典 等	現 職	①地元選出の国会議員 ②地元選出の県議会議員 ③千葉県知事 ④いすみ市議会議員 ⑤いすみ市の特別職	10,000 円	本人・配偶者・子・ 実父母・同居の義父 母
			⑥近隣市町等関係自治体の議長 ⑦近隣市町長		本人
			⑧近隣市町等関係自治体の元議長	弔 電	
		元 職	①地元選出の国会議員 ②地元選出の県議会議員 ③千葉県知事	弔 電	本人
			④いすみ市議会議員 ⑤いすみ市の特別職	10,000 円	在任特例期間に在 職した議員含む
社 交 的 経 費	会 費	①各種団体総会・会議等懇親会で飲食を伴う もの ② 各種行事反省会等飲食を伴うもの		会費相当額 もしくは 10,000 円以内	
	賛 助 金	① 各種団体等の活動趣旨に対する賛助			
そ の 他		①議長が特に認めたもの		社会通念上の範 囲内の金額	